

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年6月11日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	群馬県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00006059.html">http://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00006059.html</a>

執行機関名 群馬県知事

知事等(教育委員会)が行う私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等の生徒等の保護者等のうち知事又は教育委員会が認めた者に対して授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金を支給する事務(以下「高等学校等奨学のための給付金支給事務」という。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第一 第一の項 高等学校等の生徒等の保護者等のうち知事又は教育委員会が認めた者に対して授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金を支給する事務(以下「高等学校等奨学のための給付金支給事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	群馬県私立高等学校等奨学のための給付金事業実施要綱第2条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、<u>高等学校等の生徒等</u>がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受け取ることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって<u>教育の機会均等</u>に寄与することを目的とする。</p>	<p>第2条 この給付金は、私立の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。))以下「高等学校等」という。)の生徒等(法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者又は同法第3条第2項第2号に該当する者であって高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日 文部科学大臣決定。)第3条に規定する補助対象者(以下「学び直し支援対象者」という。)をいう。以下「高校生等」という。)の保護者等(法第3条第2項第3号、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号)第1条第1項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号)第2条第2項に規定する保護者等をいう。)に対し、予算の範囲内において給付金を給付することにより、低所得世帯の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって<u>教育の機会均等</u>に寄与することを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>群馬県私立高等学校等奨学のための給付金事業実施要綱</p>